

令和6年度第5回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年8月9日（金）
午後 14時01分～15時36分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

（会場参加）

上原 亀一 委員	赤嶺 博之 委員	当真 聡 委員
八前 隆一 委員	山内 得信 委員	新立 弘子 委員
天方 徹 委員		

（Web参加）

池田 博 委員	大城 和夫 委員	大谷 健太郎 委員
藤田 喜久 委員	山川 彩子 委員	城間 恒浩 委員

（事務局職員） 3名

井上 顕（事務局長）	米丸 浩平（主任書記）
松崎 遣大（書記）	

（水産海洋技術センター研究員）

太田 格（班長）	北 朋紘（研究員）
----------	-----------

○事務局（井上） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まずは資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書、「ソデイカの資源動向と資源管理の必要性について」の合計3点でございます。資料に不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いいたします。途中退席される方には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日は、ウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。

ます。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフでお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めていきましたが、問題ありませんでしょうか。

ありがとうございます。不都合がある方はお申しつけください。

では、ただいまより、令和6年度第5回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、当真委員、八前委員、山内委員、新立委員、天方委員の7名にお越しいただいております。ウェブでは、池田委員、大城委員、大谷委員、藤田委員、山川委員と城間委員の6名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、上原会長、よろしくお願いたします。

○上原会長 皆さん、こんにちは。

それでは、これより本日の議事を進めさせていただきます。

本日は、議案は4件と報告事項1件が提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に入ります前に、本日の議事録署名人については、当真委員と天方委員のお二方をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

【第1号議案 ソデイカに関する研究情報の提供及びアンケート・地区説明会の実施について】

○上原会長 第1号議案 ソデイカに関する研究情報の提供及びアンケート・地区説明会の実施について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは、事務局から説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

ソデイカの委員会指示については、来月末、9月30日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。今回は、当該指示の更新に当たって参考とすべき情報として、水産海洋技術センターから研究員がいらっしゃっておりますので、後ほど情報提供をいただきたいと思います。また、今後の作業内容及びスケジ

ルールとアンケート・地区別説明会の事務局案についてお示しいたしますので、このとおりに進めてよいかということをご審議いただければと思っております。

順に資料に沿って説明させていただきます。

ソデイカの委員会指示に向けたスケジュールについてというところで、赤字が入っているところが前回と若干修正、変更したところです。

前回の委員会で、7月の後半に奄美海区のほうと調整して、7月末から8月上旬にかけて奄美海区のほうと意見交換ができればと思っていたんですけども、奄美海区の事務局と今、前回の委員会で説明したとおり、本県では奄美海区における操業ルール等の規制ができないということをお伝えして、奄美海区のほうで何らかの11月操業を抑制するような対策ができないかというところを、検討していただいているところでして、奄美海区と鹿児島県、本庁と相談した上で、また回答しますというところで、今、待ちの状況になっております。

先月から今月まで、水技センターのほうで研究情報の整理をしていただきまして、本日8月9日、委員会において、水技センターからの情報提供とアンケートの最終案の確認と地区別の説明会実施案を確認していただき、このとおりに進めてよいかということをご審議いただければと思っております。

今日の委員会が終わってから今月末まで、前回の委員会ではアンケート、漁協に対してのみ行うという説明をしていたんですけども、アンケート結果とか地区別説明会の意見の結果の取りまとめというところで、違う内容のものをどうまとめて整理するかというところが難しかったことから、一応漁業者に対してもアンケートというものを例年どおり作成しておりまして、漁協さんに漁業者に対するアンケート依頼をかけると同時に、地区別説明会に来ていただいて、こちらからの情報提供と意見交換が終わった後に、説明会の最後にアンケートを配付して回答をいただくというような方向に進めたいと思っております。

今、日程のほうが、旧盆明けということで20日が非常に多いんですけども、八重山と那覇と名護の3か所で、21日が今調整中ですけども、伊江島で、22日に知念で開催を予定しておるところです。後ほどまた細かいところは説明しますが、説明会に関しては、このようなスケジュールで進める予定となっております。

また、糸満のほうは、ソデイカ部会が開催される予定ですので、その日程が決まり次第、その場で情報提供させていただくということをご予定しております。

9月上旬に、委員会までにアンケート結果を踏まえて委員会指示案、アンケート結果の取りまとめを行いまして、9月13日、来月の委員会でアンケート、説明会の結果報告と新しい委員会指示の案について審議させていただくということをご予定しております。

前回もご意見あったとおり、新しい委員会指示の内容が決まり次第、早急に漁業者のほうにも周知できるように努めてまいりたいと思っております。

次のページ、2ページをご覧くださいまして、前回も掲載しましたけれども、現在の沖縄海区と奄美海区における操業ルールの比較、奄美海区のほうでも今回、令和6年の委員会指示からはえ縄漁業が完全に禁止になりまして、今、懸案事項であります禁漁期間、11月が禁漁か禁漁でないかというところのみが違ってまいります。

これから水技センターから説明いただくんですけれども、主な説明の内容としては、全国のソデイカ漁獲量の8割以上が沖縄であるということと、今期、5下、7下のソデイカの割合が高かったというところ、あとは、11月禁漁以降、それまで長期的に減少傾向だったCPU Eが横ばい、もしくは増加傾向に転じているのではないかとといった内容や、11月禁漁によってシミュレーションの結果、漁獲や収入というものは、短期的には変わらないけれども、次期に残せる親イカ資源量というものは約1.5倍残せる、というような内容となっております。

これを踏まえて、委員会のほうからも11月禁漁を継続、11月禁漁というものが小型イカの漁獲を抑制するという意味でも、資源管理の有効性は高いですよということや、また、奄美海区とは、これからも引き続き11月の操業抑制できないかというところで検討を進めてまいりたいというところと、あとは、現在操業ルール、旗数制限と漁期制限というルールのみを規制しているところなんですけれども、現状新規参入、県内外問わず幾らでも参入できてしまうというところで、現在資源管理に取り組んでいただいている人が資源管理の恩恵をより受けられるような形で、承認制であったりという導入はどうかという提案、プラスアルファ、これまでも旗数50本では少ないんじゃないかという話もありましたけれども、やはりソデイカ漁業というもの、結構隻数も増えてきておりました、漁場の中でどこまで旗数を増やしていったいいものかというのは、ソデイカ漁業だけじゃなくて、はえ縄漁業だったり、そのほかの一本釣りだったりとか、ほかの漁業との兼ね合いというものもあるので、旗数制限を緩和というものと隻数を管理していくというところは、ある意味セットで考えていかないといけないのではないかとということも、ち

よつと触れさせていただければと思っております。

3 ページが、もう既に配付はさせていただいているんですけども、各地区で行う説明会の開催通知になっております。事前に漁協のほうからも漁業者に周知したいということだったので、事務局から前もって各漁協には通知、案内を出させていただいております。

1 か所目が那覇市沿岸漁協さんで、那覇市沿岸と那覇地区と近海鮪、浦添宜野湾の4漁協を対象に開催予定です。同日、午後に名護市の21世紀の森体育館の会議室をお借りして、国頭、名護、今帰仁、読谷村の4漁協。同日、同時間なんですけれども、八重山漁協のほうで、あとは22日、知念漁協の会議室をお借りして、与那原・西原町、佐敷中城、知念、港川漁協、主なソデイカ漁業をやられているところに対して説明会を開催したいというふうに考えております。

ここで、内容の中で、ソデイカの資源動向と資源管理の必要性についてというところをこれから北研究員のほうに説明していただきたいと思うんですけども、お願いできますでしょうか。

○北研究員 水産海洋技術センターの北と申します。

お配りしている「ソデイカの資源動向と資源管理の必要性について」という資料で説明させていただきます。今年のソデイカの漁獲状況を踏まえながら、資源動向と資源管理の必要性を説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、ソデイカの沖縄県における漁獲状況について説明します。

上のグラフが沖縄県のソデイカの漁獲量の推移を示したグラフとなっております。縦軸が漁獲量、横軸が漁期を表しています。

本委員会指示による禁漁期や漁具制限を強化しながら、資源管理を沖縄県では長らく続けてきましたが、近年は漁獲量が少ない状況が続いております。しかし、2023から2024年漁期には、過去3番目に漁獲量が多い漁期となっております。

その下のグラフは、全国のソデイカの漁獲量の推移を示したグラフとなっております。縦軸が漁獲量、横軸が年を表しています。

全国的にソデイカの漁獲量を見てみると、増減しながら減少傾向で推移しています。近年は、このオレンジ色のバーで示した沖縄県の漁獲量が8割以上を占めており、ソデイカ資源の大部分を沖縄県が利用している状況となっております。

次のページをご覧ください。

続いて、ソデイカの禁漁措置の根拠となっているソデイカの漁獲特性を紹介します。

こちらの左側のグラフがソデイカのツボ抜き重量組成を月ごとに示したグラフで、縦軸が個体数、横軸が重量を表しております。このツボ抜き重量というのは、丸のイカからゲソや内蔵を抜いた重量で、ソデイカは一般的にこのツボ抜きの状態で取引されています。また、5下を赤、7下を青、7上を緑で色分けしており、棒グラフの上の数字が月ごとの各銘柄の割合を表しています。

ソデイカは、この3つの銘柄ごとに単価が異なっており、重量が大きい銘柄ほど高値で取引されています。ソデイカの漁獲サイズというのは、一番上の11月から月の経過とともに大型化する傾向があり、これはソデイカの成長を反映しています。また、一番上の11月については、赤で示した5下の割合が最も高く、この小型固体の保護を目的に、11月まで禁漁期が拡大されてきた経緯があります。

次のページをご覧ください。

続いて、今漁期のソデイカの漁獲サイズの特徴についてです。

左上から5下、右上7下、左下7上の漁獲割合の経月変化を示したグラフとなっています。縦軸が割合で横軸が月を表しています。オレンジ色の線が今漁期の割合の推移で、点線が過去5年間の平均です。

上側の5下、7下の割合を見てみると、例年よりも漁獲割合が高い値で推移しています。これは、つまり、今漁期は例年より小型個体が多く漁獲されているということの意味しています。今漁期に小型個体が多かった原因については不明ですが、漁獲サイズは漁獲量や資源動向に大きく影響するため、小型の漁獲が今後も続いていくのか、今漁期だけの特徴なのかというのは、今後も注視していく必要があります。

次のページをご覧ください。

こちらの図がソデイカの資源動向を示したグラフとなっています。縦軸が資源量指数、横軸が漁期で、資源量指数の経年変化を示しています。

県内4漁協の標本船にご協力いただいて、漁船の違いや操業海域、日時等の要因を考慮した1針にかかるソデイカの個体数をソデイカの資源量の指標としています。

資源量指数は、長期的に見ると、調査開始当初から減少傾向で推移してきました。しかし、11月禁漁導入後は、横ばいから増加傾向に転じております。

資源量指数の下げ止まりの要因につきましては、11月禁漁の効果が想定されますが、禁漁効果と断定できるまでのデータがないのが現状となっております。

次のページをご覧ください。

こちらのスライドでは、これまで分かっているソデイカの資源特性についてまとめました。

まず、ソデイカは、稚イカの段階で海流によって各生息地に輸送されます。主要な漁獲サイズに成長するまでには200日前後かかり、寿命は1年以内です。卵を産めるようになるには、ツボ抜き重量で7kgまで成長する必要があり、主に亜熱帯海域で周年産卵していると言われていています。1年で資源が更新されていくため、産卵可能な親イカをどれだけ残せるかが翌年の資源量に大きく影響すると言えます。

また、ソデイカが生まれてから死ぬまでどのような環境を経験したかというのを体内の成分を分析した研究では、沖縄生まれのソデイカは沖縄に戻ってくる可能性が高いと言われております。つまり、沖縄県の資源管理の取組が、沖縄で漁獲するソデイカの多寡に直結する資源特性を有しています。

この資源特性に加えて、ソデイカ資源の大部分を沖縄県が利用しているということを考えると、ソデイカ漁業を永続的に続けていくためには、沖縄県が主体となった資源管理が必要となっている状況です。

次のページをご覧ください。

これまで当センターでは、ソデイカの禁漁措置の有効性について検証してまいりました。昨年度の海区委員会指示更新の際の資料では、6月、11月禁漁がない場合とある場合で、漁獲量、生産額、産卵親イカ量がどのように変化するかを解析しました。縦軸が漁獲量、生産額、産卵親イカ量に対応しており、禁漁なしを白、禁漁ありを灰色のバーで示しています。

6月、11月に禁漁を導入すると漁獲量と生産額は僅かに減少しますが、産卵親イカ量は増加し、6月、11月禁漁は少ない投資で資源回復が目標せることが示されました。ただし、この解析結果は海外のソデイカの成長様式を沖縄県の漁獲データに当てはめて解析しており、沖縄近海域におけるソデイカの資源特性を踏まえて解析結果の精度を高める必要がありました。

次のページをご覧ください。

実際に昨年度の解析の際に使用したソデイカの成長パターンが、新たに得られた沖縄の成長パターンとどの程度異なるかを比較した図がこちらとなっています。縦軸が外套長と呼ばれるつぼの長さで、横軸が何日間生きたかを意味する日齢です。

昨年度の解析で使用した海外の成長パターンは、緑で示している線です。弊所の研究で明らかになった沖縄の成長パターンは、オレンジ色の

線で示しております。見比べていただくと分かる通り、ソデイカの成長というものは海域によって大きく異なっていました。また、沖縄近海域のソデイカは、他海域に比べて成長が早い傾向がありました。この新たに判明したソデイカの成長パターンから、禁漁期の効果を再検証しました。

次のページをご覧ください。

禁漁効果を検証するに当たって、初めに、沖縄近海域で漁獲されるソデイカがいつ生まれたかというのを検証しました。どのように検証したかという、例えば12月に漁獲された4キロのソデイカの場合、この成長式に当てはめると、4キロのソデイカは外套長46センチに当たるため、150日、つまり5か月間生きていることとなります。5か月間生きているため、12月に漁獲されているのから5か前、つまり7月に生まれたということが分かります。

このように、漁獲月と漁獲サイズをこの成長式に当てはめ、沖縄で漁獲されたソデイカの生まれ月を推定しました。

次のページをご覧ください。

その結果がこちらのグラフとなっております。

縦軸が個体数、横軸が月を取っており、何月に生まれた個体が多く沖縄で漁獲されているのかというのを示しております。

沖縄近海域では、主に4月から7月に生まれたソデイカを漁獲しているということが分かりました。つまり、6月以降の禁漁期というのは、6月以降に産卵する親イカの保護だけでなく、成長中の子イカの保護期間として機能していると考えられます。

次のページをご覧ください。

続いて、11月の禁漁の妥当性について検証しました。前提として、持続的に漁業を続けていくには、親イカを残すことが重要です。ただし、親イカを残しながら漁獲量や収入を維持または増加させるのが理想的です。

そこで、新たに明らかとなったソデイカの資源特性と漁獲情報を活用して、禁漁措置を変化させたときのYPR、SPR、VPRという指標を算出しました。聞き慣れない指標かもしれませんが、YPRは漁獲量、SPRは産卵親イカ量、VPRが収入の指標です。

この指標を用いた理想的な資源管理、言い換えると、SPRをできるだけ高くしながらYPR、VPRを維持・増加できる禁漁措置を取ることが持続的なソデイカ漁業につながると言えます。

次のページをご覧ください。

それぞれYPR、SPR、VPRの算出結果をこちらのスライドでまとめております。上から順にYPR、VPR、SPRを示しており、青の棒グラフが11月禁漁なし、オレンジの棒グラフが11月禁漁ありの値を示しています。

上から順に、漁獲量の指標であるYPRから見ていくと、11月禁漁のある、なしで、漁獲量は変わらないという結果が得られました。中段のVPR、収入の指標であるVPRについても、禁漁の有無にかかわらず生産額は変わりませんでした。一方で、一番下の親イカ量の指標であるSPRは、11月禁漁がない場合に比べて11月禁漁実施で産卵親イカ量を1.5倍増やせるという結果が得られました。

以上をまとめると、11月禁漁は、漁獲量、収入を変えずに親イカを増やせる資源管理措置であり、11月禁漁の維持が妥当であると考えられました。

次のページをご覧ください。

では、なぜ漁期を短くしても収入が変わらないのでしょうか。

例えば、ソデイカ漁業で5万円を稼ぐには、どの程度漁獲しなければいけないかというと、ツボ抜き4キロのソデイカの場合だと、重量が軽く5下で単価が安いいため、15個体漁獲しなければなりません。一方で、ツボ抜き8キロのソデイカの場合は、重量も重く7上で単価が高いため、6個体の漁獲で5万円を稼ぐことができます。

前述のとおり、11月は小型イカが多いため、大型イカが漁獲されやすくなる12月以降に漁獲したほうが、未成熟個体の漁獲を避けながら漁獲量や生産額を維持することができます。

次のページをご覧ください。

以上、今回の発表のまとめとなります。

ソデイカの漁獲の8割以上が沖縄県であり、沖縄近海域のソデイカは沖縄に戻ってくる可能性が高いことから、沖縄県が主体となった資源管理が必要です。また、ソデイカの寿命は1年以内であり、1年で世代交代するため、毎年親イカを残していかなければ、翌年の資源は減少してしまいます。

近年の資源動向は横ばいから増加傾向で推移しており、11月禁漁の効果が示唆されますが、今後、禁漁効果なのか否かの検証が必要となっています。

最後に、11月禁漁の効果をシミュレーションした結果では、11月を禁漁にしても漁獲量や収入は変わらず、産卵親イカを増やすことにつながることを示され、11月禁漁を維持していくことが妥当であると考えら

れました。

以上となります。

○事務局（米丸） ありがとうございます。

一応、今、説明に対して、一旦ここで質疑応答があったほうがよろしいかと思しますので、質疑がある方は発言をお願いいたします。

○上原会長 当真委員、どうぞ。

○当真委員 今の説明は納得できました。

実際12月から5月までが漁期という形になっているんだけど、今の話からすると、一番ベターなのは12月から5月、それとも4月。

漁期を本当に資源管理を徹底すると考えた場合、今年は、今回の場合は、今は12月から5月いっぱいまでということをやっているじゃないですか。それを、例えば12月から4月いっぱいまでにしたら、確実に産卵個体は増えるのかというところは、その辺は分かりますか。言えますか。

○上原会長 お願いします。

○北研究員 5月の禁漁効果については、現在、検証できていない状態なんですけれども、実際操業記録などのデータを見てみると、5月の漁獲圧というのがほかの月に比べて大分低い状態ですので、5月を禁漁にしても、11月禁漁ほどは大きくプラスにはならないかなと考えておりますが、ちょっと今後検証していきたいと思っております。

○当真委員 5月ぐらいになると、やっぱり個体自体もでかくなっていったらじゃないですか。それはもう5月にとらなくなるということは、普通に考えれば、やっぱり産卵する個体が増えて、5月の分とらない分だけでも増えるという感覚でいるんですけれども、その辺がしっかり分かれば、その辺まで皆さんのほうから、例えば生産者に対して、漁期をこういうふうにしたら資源管理がちゃんとできますよというような説明ができれば、中には理解して協力していただける生産者もいるんじゃないかなというふうに思っているんですよ。

実際、自分たちも二、三日、理事会があって、今回は12月から5月いっぱいまでという話でやってはいるんですけれども、うちの組合の中では、11月を解禁にして4月まででもいいんじゃないかという意見が結構多いんですよ。だけれども、今、説明を聞くと、やっぱり11月は禁漁したほうが、資源としては、個体を増やすという意味では、11月はやっぱり禁漁のほうがいいという説明をされているので、これも我々も一旦戻って、やっぱり11月というのが効果的だよというところは生産者へ説明しますけれども、だから、本当にもう少し極端に、資源管理のためには5月ぐらいまで切ってもいいんじゃないかなという意識もあるので、

その辺がはっきり分かって説明できるようなところがあれば、今度、20日から説明会するじゃないですか。そういうところでそういうのがアピールしていただければ、生産者の中でも理解を示してくれる方もいると思うので、ぜひその辺もデータとしてあれば示してほしいなと思います。

○上原会長　　お願いします。

○北研究員　　再来週、説明会がありますけれども、そちらのほうで5月禁漁の効果について説明できるように準備いたします。

○当真委員　　できたらそうしてください。

○上原会長　　ほか、何かありますか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員　　ソデイカの検証と結果ということでまとめられておりますけれども、大変興味深い内容になっております。

こういう解析は、奄美大島、鹿児島県と共有できるものかどうか、また情報提供などをしていただいて、できれば禁漁期間を沖縄と足並みをそろえるとか、そういった取組ができれば、なお資源の回復とか資源管理の意味においては、意義のあることにつながっていくのかなと思いますので、ぜひ奄美のほうにもこれは情報提供していただけたらと思います。

○北研究員　　現在、弊所では、ソデイカの生体情報の収集に注力していきまして、実際、去年の奄美との調整の際にも、同行して説明することをいたしました。なので、今回の資料の説明に関しても、事務局と調整して、再度奄美と共有できたらなと思っております。

○上原会長　　八前委員。

○八前委員　　ちょっと教えてください。

9ページのパターンの12月に捕獲された4キロのものがあるんですけども、昨年12月に5下、7下が多かったという形で、今、当真委員からもあったように、この5下、7下が、例えば、今6キロのものだったら5月生まれだよねというふうになりますよね。

○北研究員　　そういうことです。

○八前委員　　だから、じゃ、逆に言うと、そこがこうだったから5月も止めればいいんじゃないのという意見も、なきにしもあらずだと思うので、そこら辺を、大体このキロ数が多かったときはどこに生まれているから、ここで禁漁にしたほうがいいよねとかというのまで示せるようになるといいのかなと思って見ていましたので、そういうところまで見込んでできるのであれば、情報としては漁師に提供するのはいいことかなと思うので、よろしくお願いします。

○北研究員　　そうです、おっしゃるとおりで、大分年ごとに漁獲サイズとか、生まれ月も大分変わっていきそうなので、そこまで高精度に推定できる状態では現状ないんですけども、今後、高精度で検証できるようにしていきたいと思っています。

○上原会長　　ありがとうございます。

他にご意見ないようですので、報告の提供についてはこの程度で、もしお気づきの点があれば、また後でご質問いただいてもいいと思いますので、次に、アンケートと地区説明会、アンケートの内容の確認ですかね。よろしくをお願いします。

○事務局（米丸）　　じゃ、引き続き事務局のほうから説明させていただきます。

4ページから5ページですね。こちらは、海区の事務局のほうから、先ほどの研究の側からの説明があった後に、今の状況の背景や課題、あとは管理の方向性等、先月から今月にかけてお伝えしているような内容を説明させていただいた上で、意見交換会では、その後に漁業者の皆さんと意見交換を進めていきたいと考えております。

6ページからがアンケートになるんですけども、漁協用に関しましては、やっぱり漁業者の意見までまとめるというところがこれまでもなかなか難しく、漁協によって頑張ってくれてくれるところもあれば、集め切れないところもありましたので、漁協さんに対しては、その漁協におけるソデイカ漁業の状況ですね、隻数が何隻ぐらいで、トン数の内訳だったり乗組員数の内訳、あとは漁業者の年代というものを伺いするようなことを想定しております。

先ほどもお伝えしましたがけれども、併せて、漁業者向けのアンケート、7ページ以降ですね、配付しまして、できる限り漁業者の意見を集めてもらうのと、主要な漁業者に対しましては、意見交換会、説明会の場でこのアンケートを配付して、最後に回答をいただくというようなことを想定しております。

漁業者用アンケートのほうは、名前を書いてというところを出してくれない人もいるかもしれないので、一応氏名、漁船名のところは任意というふうにさせていただいております。ただ、漁協名や、年齢、ソデイカの経験年数、トン数とか乗組員数、操業日数、という資源管理に参考になる情報だけは教えていただきたいと思います。

順に設問のほうを読み上げさせていただきますけれども、まず1番目、まず禁漁期間を延ばしたことによって、今ソデイカの資源がどうなっているか、どうなっていると感じますかというところで、資源量増えてい

るんじゃないかな、減っているんじゃないか、いや、変わらないんじゃないか。サイズは大きくなった、小さくなった、変わらない。水揚金額についても、前より増えたよ、やっぱり禁漁期間長くなったから減ったよ、いや、変わらないよというところが聞ければと思っております。

その上で、じゃ、望ましい漁期について、まず考え方ですね。1番は、特に理由は無けれども今のままでいいんじゃないかというところで、2つ目が漁期を短縮した効果というのは、令和2年に変えてまだ3年ぐらいしかたっていないから、もうちょっと今のままで様子を見たい、3つ目が経営は今厳しいんだけど、資源が減ってきているから、資源を増やすためには今の漁期を続けるべきじゃないか、4つ目が小型イカをとらないという合理的利用をもっと推進するために、もっと漁期を短くしたほうがいいんじゃないか、5つ目が資源、別に減っている実感ないからもっといっぱいとっていいんじゃないか、6つ目が一番多いかもしれないですけども、奄美大島海区と漁期を合わせるのが最優先ですよという意見、最後にその他の意見があればというところでお伺いしたいと思っております。

次のページ、8ページのほうで、3番目に、具体的な漁期について、今のルールがいいよというのが1番目。2番目が令和元年のルールですね、11月禁漁をなくすというルール。3番目が30年以前の11月禁漁だけじゃなくて6月禁漁をなくして前後1か月ずつ延ばしましょうというルール。4つ目が1月から5月、今よりもさらに厳しいルール。12月も禁漁にしたらどうかというような案ですね。5番目にその他、もし案があればというところですね。

4番目が、旗数制限について、これまでも意見が多々出ておりますけれども、今のルールが予備も含めて50海里以内が30本、50海里以上が50本までで、これをどうしていきたいですかというところをお伺いするものです。もし理由があるのであれば、そこもお伺いしたいというところで、その理由欄も設けています。

ただ、ここは、今資源管理に取り組んでいるというところもあるので、すぐにというわけではないんですけれども、あくまで参考情報として集めさせていただいて、他の漁業との兼ね合いも見ながら、漁場の混雑具合も見ながら、どうしていくべきかということ、ずっと動かさないわけじゃなくて、将来的に議論できればなどと思っております。

最後、5番目ですけども、じゃ、ソデイカ漁業を持続的に行うために、どういう管理をやっていくべきだと思いますかというところで、1番目が今の管理方法、つまりは操業ルールのみを規制してやっていきま

しょうというもの。2つ目が、操業できる船、承認制とか許可漁業とかにして、操業隻数も管理していくべき。あと実績ですね、水揚実績も報告していただいて、より細かい水揚情報というものも集めていったほうがいいんじゃないかというところと、あと3つ目は、ルールは大きく変えないけれども、罰則とか取締りとかもっと厳しくしたほうがいいんじゃないかとかそういったことで、4つ目が、その他に意見があればということでお伺いできればと考えています。

9ページ以降が、説明会に参加できなかった方に対して、先ほど北研究員のほうからも説明があった内容を簡単にまとめたものですね。この資料を提供して、アンケートに回答していただくということを想定しております。

事務局からは以上です。ご審議のほど、ご質問のほうがあればよろしくお願いたします。

○上原会長 事務局から説明がありましたが、この件について何かご発言、ご意見ありましたらお願いしたいと思いますが。

当真委員、どうぞ。

○当真委員 質問3ね、漁期についてとあるんだけど、この③11月から6月、平成30年以前のルール、これナンセンスじゃない。入れないほうが良いと思う。

○事務局（米丸） おっしゃるとおりですね。

○当真委員 逆にこれは、11月から4月にしたほうが良いよ。

○事務局（米丸） はい、そうですね。5月禁漁という話も先ほどお伺いしましたので。

○当真委員 資源管理を言っているのに、みんなが努力しているのを、あ、戻してくれるんだという感覚にさせないほうが良いよ。

○事務局（米丸） はい、承知しました。大変失礼いたしました。

じゃ、こちらを11月から4月という……

○当真委員 ほうが全然いいと思います。

○事務局（米丸） はい、分かりました。

整理しますと……11月は空けるけれども5月を切るという案ですね。

○当真委員 そうそう、3番目ね、③。

○事務局（米丸） はい、ありがとうございます。

○上原会長 八前委員、どうぞ。

○八前委員 細かいところなんですけれども、問4の回答のところの下のアンダーラインの上にゼロが入っているんだけど、ゼロは入れないほうが良いと思う。

- 上原会長** 表記の仕方。
- 事務局（米丸）** はい、じゃ、ゼロは抜かせていただきます。
- 上原会長** じゃ、これ10本単位じゃなくてもいいんじゃないの。
- 事務局（米丸）** そこはいいように集計したいと思います。
- 八前委員** 集計の仕方はまだ分かるけど、だけど、ゼロは入れないほうがいいと。
- 上原会長** ほか、何かお気づきの点とかありませんか。
ウェブ参加のやつ、画面に出してくれると。意思表示が見えない。
もしかしてスルーしているかもしれない。
ウェブ参加の皆さんから何か特にございませんか。
はい、ありがとうございます。
特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思います。
ソデイカに関する研究情報の提供というのは、これは情報提供ということでもいいんですが、先ほど協議いただきましたアンケートの内容、あと地区説明会実施について、事務局の提案のとおり、一部修正は出ていますが、事務局提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

- 上原会長** はい、ありがとうございます。
特にご異議ございませんので、第1号議案 ソデイカに関する研究情報の提供及びアンケート・地区説明会の実施については、提案のとおり承認することといたします。

【第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

- 上原会長** 次に、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局から説明をしてください。

- 事務局（米丸）** 事務局よりご説明いたします。

議案書のほう、12ページをお開きください。

今回は、沖縄海区漁業調整委員会指示第6の第1号に基づきまして、新規敷設が3基、石川漁協及び港川漁協のほうから提出されておりますので、その敷設の承認についてご審議をお願いいたします。

なお、前回条件付で承認としていた渡名喜村漁協第1号、石川第2号、港川9号については、標識、協議書のほうが確認取れましたので承認させていただいたこと、また、石川第1号及び金武漁協第2号については、まだ標識作成して掲示の準備中というところで、まだ未承認ということでご報告させていただきます。

13ページのほう、フロー図になっておりますので、こちらをご覧ください。

今回石川漁協さんのほうからは、一番左側、新規の枠になっておりますので、新規の敷設ということで申請が来ております。港川漁協さんからの2基については、1基は令和5年10月以前に流出したもので、新規承認となるもので、もう一つが、令和6年6月に流出が確認されたものですけれども、すみません、自分も知らなかったんですけれども、令和6年7月に開催される委員会までに承認を受けて、本年度末までに敷設をする場合は協議書不要だったところなんですけれども、今回、8月海区というところで協議書をつけていただいて、新規承認ということとなっております。

次、14ページをお開きください。

今回の申請の3基ですけれども、全て第3ブロックからの申請となっております。港川漁協さんから2基、石川漁協さんから1基となっております。今回3基、今年度で漁協及び市町村の設置分は、合わせて118基が承認となる予定でございます。

次、15ページのほうですね、今回の申請の3基の分をまとめておりますので、こちらでご説明いたします。

まず、石川第5号、今回新規、令和6年の新規の分ですけれども、申請書等は17ページから20ページのほうに掲載しております。表層式で協議書のほうも全て揃っていることを確認しております。

これまでつけていなかったんですけれども、20ページのほうに協議書1枚だけ抜粋してつけております。今回石川4号のほうも協議書取られているんですけれども、こちらに関しては、予算上2基入れるのは厳しいということで、今回石川5号のみを敷設予定ということをお伺っております。

続きまして、港川のほう。港川5号、6号、こちらに関しては、ページで21ページから27ページのほうに申請書類を掲載しておりますけれども、港川5号に関しましては、先ほども申し上げたとおり、令和6年に流出して7月までに未承認だったものです。流出した位置と同じ位置に敷設予定とのこと。6号のほうも、昨年度、令和5年に流出したものを同じ位置に敷設予定ということで、こちら27ページのほうに協議書1枚抜粋して掲載しております。

こちらでも確認できますとおおり、前回条件付承認になった港川9号に関しての協議書が調っておりますので、こちら昨日付で承認のほうをいたしました。

あと、16ページのほうに今回敷設の3基の位置図を掲載しておりますので、ご参考になさってください。

事務局からは以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 ただいま説明が終わりました。

第2号議案について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「異議なし」という声、あり)

○上原会長 よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、事務局提案のとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請については、提案のとおり承認することといたします。

【第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について】

○上原会長 次に、第3号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。

事務局から説明をしてください。

○事務局(米丸) 事務局からご説明いたします。

議案書のほうは28ページをお開きください。

すみません、1つ修正があります。「第2号議案」と書いてありますが、「第3号議案」の間違いですので、修正のほうよろしく申し上げます。

ウミガメの採捕承認申請についてということで、委員会指示5第4号に基づく採捕承認申請が漁業について3件、試験研究について2件及び承認内容の変更申請が試験研究のほうから1件あります。これらのウミガメの採捕承認について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

29ページに漁業用に関しまして採捕承認の判断基準を掲載しております。今回アオウミガメの部分が関連してきますので、ご確認ください。

30ページのほうをご覧ください。

前回掲載し損ねていた部分もありますので、第4回の部分も載せております。黄色で示されております八重山の方ですね、申請あったところ

ですけれども、議案書のほうに掲載が漏れておりましたこと、申し訳ありませんでした。おわびいたします。アオウミガメが2頭の申請で、承認2頭ということで、前回124頭と言っていたところ、下のほう、前回分までの申請・承認頭数、アオウミガメのほうが126頭と、プラス2頭となっております。

下の3つ、久米島漁協から今回3名申請が上がってきておまして、Aさんは去年も承認受けていた方なんですけれども、アオウミガメ8頭承認受けていて、実績はなし、他2名に関しましては、今回新規ということで、それぞれアオウミガメのみ10頭、5頭、10頭の申請となっております。先ほどの29ページの採捕承認の判断基準によりまして、10頭までは承認できるということですので、採捕頭数枠にも余裕があることから、申請のとおり10頭、5頭、10頭の承認としたいと考えております。

こちらに関して、承認証案のほうが32ページから33ページのほうに掲載されております。

なお、従来どおり漁業用に関しましては、申請書のほうは掲載を省略させていただいております。

続きまして、31ページです。

こちらは試験研究のほうの3件の申請となっております。

まず1件目が、黒島研究所のほうから継続の調査となっております。ウミガメ類の標識放流及びバイオロギングによる生態研究ということで、こちらは東京大学と共同研究となっております。

こちらに関しては、今年の実績で変更の申請でもご説明しておりますので、調査内容については割愛させていただきたいと思っておりますけれども、昨年の実績が、令和6年7月31日までで、アオウミガメ150頭のところ32頭の採捕があったという報告をいただいております。今年に関しても、採捕申請頭数はアオウミガメ、アカウミガメ、タイマイとも150頭、1頭、10頭で変化はありません。

続きまして、水産技術研究所のほうから新規ということで申請が上がってきております。こちらが、ページで言いますと42ページから資料を掲載しております。

試験研究の内容としましては、伊良部島に生息するアオウミガメの個体数推定と基礎研究に関する調査ということで、こちら水産技術研究所の奥山さんのほうが関係する申請になるんですけれども、伊良部島以外でも県内各地で同様の調査を行っているところ、今年に関しましては、伊良部島のほうで同様の調査をしたいということで、アオウミガメ100頭

の申請が上がってきております。

46ページから採捕承認の研究計画書のほうが掲載されておりますので、ざっと簡単に説明させていただきますけれども……

○大谷委員 次の会議があるので、お疲れさまでした。

(大谷委員退席)

○上原会長 大谷委員が。了解です。

○事務局(米丸) お疲れさまでした。

すみません、続けさせていただきます。

調査海域は伊良部島の佐和田の浜地先にある海草藻場となっております。こちらが図1、48ページのほうに掲載されております。伊良部島と下地島の間、下地島空港のそばですね。こちらに広がる海藻藻場で調査をするということで、調査内容に関しましては、ほかの地域と同様です。割愛させていただきたいと思っております。

捕獲した個体に関して、体長測定等した上で標識の有無を確認して、標識がない場合には標識を装着して放流する。副次的にパンチャーによって得られる組織片を遺伝子解析のためのサンプルとして採取するという内容となっております。

31ページのほうに戻りまして、変更の申請に関しまして、琉球大学ウミガメ研究会ちゅらがーみーのほうから来ていますけれども、こちらは単純にサークルメンバーが増えたことによる採捕従事者の追加となっておりますので、内容のほうは割愛させていただきたいと思っております。

それぞれの承認証案のほうが、研究のほうは34ページと35ページ、その次が42ページ、43ページ、ちゅらがーみーの変更のほうは50ページ、51ページのほうに掲載しておりますので、ご確認ください。

事務局からは以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 ただいま3号議案について説明がありましたが、本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」という声、あり)

○上原会長 特にご発言がないようですので、お諮りをしたいと思います。

第3号議案について、ウミガメの採捕承認申請について、事務局からのとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議等ございませんので、第3号議案については、事務局案のとおり

り承認することといたします。

〔第4号議案 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について〕

○上原会長 では、次に、第4号議案 全国海区漁業調査委員会連合会九州ブロック会議の提出議題についてを提案します。

事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは、事務局よりご説明いたします。

議案書のほう54ページをお開きください。

こちらに関しましては、前回委員会のほうで、来月お諮りさせていただきたいということで、情報提供があればということで、ご意見があればということで募集していたんですけれども、特段ご意見がなかったことから、基本的には例年同様4つ、「太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について」というところと「日台漁業取決めの見直しについて」、「日中漁業協定の見直しについて」及び「違法操業の取締り強化に向けた対応について」、4件について国への提案議題として提出したいと考えております。

つきましては、これらの議題案についてご審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

55ページのほうが、参考までにですが、令和5年度、昨年度提案した議題一覧を載せております。日台と日中に関してはずっと継続ですね。クロマグロに関しても継続、違法操業に関しましても継続として上げている内容になります。

今回、この中で、クロマグロに関する内容だけ一部修正をしたいと考えておりますので、次のページ、56ページのほうで説明させていただきたいと思います。

赤字になっておりますところが、今回追記した部分になります。その他の部分に関しましては、昨年同様ですので、すみませんが割愛させていただきたいと思います。

読み上げたいと思います。

さらに、漁業法や流通適正化法の一部改正により、大型魚のみが個体ごとの漁獲報告や取引記録の保存等の義務が課されることから、大型魚を採捕する漁業者に対しては、新たな負担に見合った十分な配慮が必要であるということで、一番下、3番に、法改正に伴う措置についてという項目を設けまして、個体管理が義務化される大型魚を採捕する漁業者

に対して、負担増に見合う十分な漁獲枠や支援策等の措置を確実に行うことということを追加したいと考えております。

また、1番のほうで赤字が少しありますけれども、沖縄県、本県のほうから再三訴えております「直近年の最大漁獲実績を反映した当初配分に見直し」というふうに修正したいと考えております。

まず、赤字で漁業法や流通適正化法の部分を加えた件に関しましては、現在漁業法並びに流通適正化法のほうが一部改正されまして、資源管理に取り組んでいる大型魚のみに、1尾ごとの漁獲重量の報告だったり、流通適正化法による取引記録の伝達だったり保存という義務が課されるという、ちょっと大型魚をとっている者からすると負担が増えてしまうという状況になることから、ここに対して十分な措置を行うように求めるものになっております。特に沖縄県の場合、大型魚しかとっていないので、この提案は必要かなと考えております。

その他の部分に関しましては、去年と同様ですので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 ただいま事務局から4議題の提案を予定をするということと、クロマグロに関して一部追記をして提案をしたいということでの説明がありました。

本件について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

はい、山内委員、どうぞ。

○山内委員 違法操業の部分について質問してよろしいですか。大丈夫ですか。

○事務局（米丸） はい。

○山内委員 那覇地区漁協の組合員が、実は石川漁協辺りの漁業権第7号ですかね、そこら辺りで素潜り漁法ということで海上保安庁から私のところに電話がかかってきまして、組合員であるかどうかの確認をされました。それで、その子は組合員だったんですね。で、昨日ですかね、石川漁協の若津組合長のほうから、厳重に指導してくれということで私のほうに直接申入れがあったわけですがけれども、海上保安庁のほうは、漁業権対象種を持っていなかったことから、その場で帰ってしまったわけですね。いわゆる魚とかそういうのだけを獲っていたということで、違法性はないということでした。帰しているわけです。

ただ、やっぱり石川漁協の漁業者たちが生業としている漁場ですので、よその者が来て自分たちの漁場を荒らされるのは、やはり大変面白くない

い話だということは、よく分かっているんですね。だけれども、法的に規制かけられない。素潜り漁法だったらいいですよとか、魚だったらいいですよといったことは、もう何度か北谷漁協の組合長さんたちとかいろいろ議論されていたことも記憶にあるんですけども、何らかの規制ですかね、これかけられないんでしょうか。

それで私は、その本人に電話して、そういうことはやらないでくれと言うと、実は合法だからいいんじゃないかと開き直っているわけですね。指導もできないんですね、これ。組合長は自分たちに素潜り漁をやめろと言っているのかと、組合長の言うやらないでくれという法的根拠はあるのかとか、結局そういうようなことで逆にこっちに詰め寄ってきて、ちょっと対応に困っているという状況があります。

ですの、やはり魚類も同じようにとってはならないというふうにできないものか。どうなんでしょうか。

○上原会長 はい、じゃ、事務局。

○事務局（米丸） おっしゃるとおり、魚類に対してもという話は、これまでも度々出てくる話ではあるとは思うんですけども、やはり現状の法律から言うと、漁業権対象種として指定できるものというものは、漁業法だったり農林水産大臣が指定する種に限られるというところで、なかなか法律上、その対象種以上のものを保護するというか、獲らせないということは難しいのかなとは思っております。

ただ、一方で、おっしゃるとおりこういう案件が、恐らく沖縄以外でも生じているということは考えられることなので、もちろん我々の中でも、何かできることはないかということは検討していきたいとは思うんですけども、九州ブロックだったり全国会議の場で、こういうことで困っているということを発信していくことは大事かなとは思っていますので、今いただいた内容は、九州ブロックだったり全国のほうでも伝えていけるようにできればいいのかなと思っております。ということでいいですか。

○山内委員 要するに、取締りができないという答えだとは思いますが、けれども、現時点では。

ただ、先だって新聞にも載っていましたが、国頭村の密漁対策協議会というのがニュースになっていて、密漁については取締りをさらに強めていくという内容のニュースでした。そうやって国頭漁協のほうなどは、自主的な資源管理、そういうことも取り組んでいるわけですから、合法とはいえ、じゃ、地元の漁業者がとらないようにしている魚を根こそぎとっていくというやり方は、これはやっぱり一般常識から考え

でもやるべきじゃないと僕は思っているんですけども、そういったところをちゃんと全県のそういう素潜り漁をしている者、あるいは潜水器漁業を営んでいる者に対しては、きつく指導できる内容のものを、例えばこの海区の委員会指示とかそういうのもいいですから、何か構築すべきじゃないかなと考えているところなんですけれども、そうじゃないと、若津組合長に私、何とも弁解もできないし、ただただ申し訳ないというだけで、どうしようもないんです。困っているんです。どうかしてください。

○上原会長 はい。

○事務局（井上） 山内組合長のお話、心が痛んでいるところであります、いろんなところでやはり同じようなことが多く報告されています。

ただ、今の法の立て付け上、難しいというのはご理解していただきたいということと、重要なことであることはこちらのほうも認識してまして、事あるごとに他県のいい例、こちらで頭の中で考えていないで、他県の例を見ながら、少しこちらのほうでも情報提供させていただいて、この場で論議していただけたらなというのが、まず一つあります。

また、法律の改正に伴いまして、水産庁のほうも、ある種、この種とかいう限定も一応なくなっているところもありますので、そういったのもあり、水産庁と少し協議しながら、事あるごとにまた情報を出していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○山内委員 もう一度いいですか。

○上原会長 はい、どうぞ。

○山内委員 結局、全国海区漁業調整委員会連合会で九州ブロック会議に提出する議案として、違法操業対策の取締り強化についてということで、沖縄県の意見として申し上げるわけですから、多分九州のよその県でも同じ問題を抱えている漁協などはあると思います。ですので、九州ブロックのほうでしっかりこの問題について話し合っていたきたい。これ強く申し上げたいですね。

そして、我々がちゃんと指導できるようなルールというのかな、そういうのを一日も早く構築してほしい。そうじゃなければこの問題は解決しないということになりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○事務局（井上） 了解いたしました。

この件は課内でもみんなと共有しておりますので、ご報告できるよう努めてまいります。

○上原会長 ほか、ございますか。

八前委員、どうぞ。

○八前委員 今の件なんですが、ちょっと教えてください。

今、潜水器漁業の許可は、人に与えているんですよね。素潜りの許可はないはずなので、潜り漁をしたら素潜りを管理できないと思うんですけども、潜水器漁業は人に対して与えていて、それは管理を県がされていて、その方が、例えば今の話で那覇地区の組合員であったら、どこでも潜れるんですか。

だから、どこでも潜れないような、要は那覇地区だったら共同何号と決まっているはずなので、そういう仕組みにしていけないのか。

例えば伊江島だったら、潜水器を申請する人がうちの4号以外で潜水器漁業ができないようになれば、要は他地区に行くとらないということになるのかなというふうにも思うんですけども、そこら辺はどういうふうな、出し方と管理というのを教えてください。

○上原会長 はい、どうぞ。

○事務局（米丸） 事務局からお答えいたします。

そうですね、今、潜水器に関しては知事許可漁業になっていますので、各共同漁業権ごとに組合に所属する方、組合の同意をいただいて許可を出しているような状況なんですけれども、現時点で素潜りというものが自由漁業というところもあるので、そこを、ここでしか潜れないというふうな規制をかけていこうと思ったら、やっぱり潜水器同様、まず第一段階としては海区の承認漁業というような段階を踏んで知事許可にという、制度的な話だけをするとそういう話になるのかもしれないですけども、果たして素潜り漁業が知事許可にすべき漁業なのかというところだったり、あとは、じゃあ素潜りが許可漁業になるんだったら、じゃ、一本釣りはという話も恐らく出てくることになるのかなとは思いますが、制度的に縛っていくとなると、恐らく段階的には委員会指示から規則に基づく許可という話にはなるのかなとは思いますが。

ただ、それがすんなりいくかどうかは、現に素潜りをやられている方の意見ももちろん聞いてやらないといけないので、非常に難しい話かなとは思っております。

○八前委員 ありがとうございます。

○上原会長 この件について、別途ちょっと勉強会をして、何か委員会の中で勉強会なりという形で、少し皆さん、協議したほうがいいかなと思っております。今すぐではなくていいと思っておりますが、その辺をちょっと

考えてもらっていいですか。

○事務局（井上） はい、今のご提案というのは、例えば県の知事許可に関するものだったりとか、制度化にするためにはどんな段取りになるのかとか、そういった内容ということですか。

○上原会長 も含めて。

○事務局（井上） はい、承りました。

少しちょっと、今回委員会なんかもありますし、全国大会で情報を仕入れたものも併せて、少し皆さんにまとめられるぐらいまでになれば、つくりたいと思います。

それはそれで、この場でという感じという、今のところそういう感じでよろしいですか。

○上原会長 機会を設けて、別途この件についてちょっと情報共有、勉強会みたいな形ができればいいかなと思います。

○事務局（井上） 了解です。

じゃ、この場で少しちょっと提案するような形で、例えば参事会だとか組合長会議とか、そういった場合だったりとか、その辺はご相談させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 ちょっとしつこいようですけども、一言入れればいいんじゃないかなと思ってるんです、僕は。潜水漁業は許可制とか承認制とか、素潜りがどうのこうのじゃなくて、一言入れる。魚類もってはならない。

○事務局（井上） できないんですよ。

○山内委員 なぜそれができない。だから、そこをできるように考えてくれないと、米丸さんの説明では、素潜り漁で魚だけとっているんだったら、全県どこの漁業権でも漁業ができる。そこで各地の漁民が困ることになるわけです。これ決していいことじゃないじゃないですか。

だから、僕は自分の組合員にこう言っているんです。あなたたちがやっていることは、刑務所の塀の上を歩いているようなもんだ。もしイセエビとかタコとかそういう漁業権対象種を保持している場合、見つかったらおまえは刑務所の中に落ちる、塀の内側に落ちる。目の前にいる獲物を、お金になると分かっている、大概の人はとるんです。隠すんです。ほとぼりが冷めたら取りに来るんです。誰もいないとき。こういうことだってできるわけです。だから、魚類もってはならないという一言を入れれば、もういけないことになるわけですから、どこにもいけないことになるわけ。

この子たちは、石川漁協に電話かけて、これから潜りに行きますからよろしくお願いします。もう厚かましいいったらありゃしないというような感じですよ。こういうことを野放しにしていくと、漁業の秩序というのは守れないんじゃないですか。ぜひ何らかの手だてを考えて工夫してください。お願いします。

○事務局（井上） どこまでできるかというのはちょっとお答えできませんけれども、少しちょっと情報を集めてまいりたいと思います。

○上原会長 ほか、何かございますか。

特になければ、お諮りしてよろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原会長 では、第4号議案 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について、事務局案のとおり、クロマグロのみ一部追加して提案するということよろしいですか。

（「はい」という声多数）

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第4号議案については事務局案のとおり承認をいたします。

〔報告事項1 くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について〕

○上原会長 では、次に報告事項がございますので、事務局より報告事項をお願いしたいと思います。

○事務局（松崎） それでは、くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてご報告をいたします。

62ページをお開きください。

今回の変更は、変更が必要な要件が3件ございまして、昨日、これら3件の結果を踏まえた漁獲可能量の変更を実施しておりますので、そのことに関するご報告となっております。

では、上段から読み上げさせていただきます。

沖縄県におけるくろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量は、令和6年5月31日付6水管第735号で農林水産大臣より173.1トンが示されております。その際の通知文が63ページの別紙1にございますので、ご確認ください。

続けて読み上げさせていただきます。

同年6月24日、沖縄県知事は、それまでの漁獲状況を踏まえ、別紙2

のとおり変更しております。別紙2につきましては、64ページに記載がございますので、ご確認お願いいたします。

では、次に3段目にまいります。

同年7月24日、農林水産大臣は、沖縄県が東京都及び鹿児島県に対してそれぞれ1トン（計2トン）の漁獲可能量を譲渡することに伴う都道府県別漁獲可能量の変更の通知を沖縄県知事に宛てて通知しております。こちらは別紙3に写しを記載しております、資料の65ページになっております。これに伴いまして、沖縄県の都道府県別漁獲可能量は、大型魚が変更前173.1トンであったものが、2トン減少いたしまして、171.1トンとなっております。

それでは62ページに戻りまして、4段目を読み上げさせていただきます。

同年8月1日、採捕停止命令期間中に採捕されたクロマグロの漁獲報告があったため、漁獲量が前期漁獲可能量を0.2トン超過したことから、留保枠からの充当が必要となっております。

こちらは、本日一部マスコミでも報道をされているところなんですけれども、本件について現在調査を進めているところで、詳細についてはお答えができない状況となっておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

では、次の段に移ります。

同日、沖縄県知事管理区分における後期が始まったことから、沖縄県資源管理方針に基づく、前期留保枠の残量0.7トンの後期漁獲可能量に移行する必要が生じました。

こちらは、別紙4のほうに資源管理方針の該当箇所を記載させていただいております。

66ページをご確認ください。66ページの最下段部、4番になります。

前期の知事管理漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合は、それらの残余の数量を後期の知事管理漁獲可能量に加算するものとする定められております。

62ページにお戻りください。

一番最後の段の読み上げにまいります。

同年8月8日、上記の理由から沖縄県知事は、令和6管理年度知事管理漁獲可能量の変更を別紙5のとおり行いましたので、報告いたします。

変更内容が記載されております別紙5は、資料の68ページとなっております。ご一緒にご確認お願いいたします。

変更後につきましては、「第2 くろまぐろ（大型魚）」の部分をご覧

いただきまして、このうちの第2項をご覧ください。

変更内容をご説明いたしますと、まず前期の漁獲可能量が、前回まで168.2トンであったものが168.4トンとなっております。また、後期の移譲に伴いまして、留保枠は全て後期漁獲可能量に移行をしておりますので、後期の漁獲可能量は1.7トン、後期留保枠は変わらず1トンという形で整理をしております。

では、もう一度62ページへお戻りください。

なお、変更に伴う本委員会への諮問は、融通に伴う変更につきましては、令和6年度第4回委員会にて、前期漁獲可能量の超過及び後期への漁獲枠の移行につきましては、令和5年度第11回委員会にて諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

融通に関する諮問につきましては、別紙6といたしまして、資料の70ページで写しを記載させていただいております、関連する資料が71ページから73ページまでとなっております。

一方の令和5年度第11回委員会で行った答申につきましては、すみません、別紙7の注記が抜けているんですけども、74ページに掲載させていただいております、その際の諮問文と諮問の内容について、76ページのほうで整理をさせていただいているものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

報告内容については以上となります。

○上原会長 ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

特にご質問等ないようですので、本日の議事についてはこれで全て終了しましたので、最後に附帯決議を取らせていただきます。

本日の決議事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。

附帯決議についても、提案のとおり承認することといたします。

それでは、これより進行については事務局に移したいと思ひます。

皆様、ご協力大変ありがとうございました。

○事務局(井上) 上原会長、ありがとうございます。

また、委員の皆様も、お忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から、次回の日程についてアナウンスいたします。

令和6年度第6回委員会は、9月13日金曜日14時から開催予定となつ

ております。会場は、今回と同じく県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用した開催を予定しております。ご参加のほどよろしく願いいたします。

また、全回ご案内していた11月の委員会の日程ですが、アンケートの結果、会場は未定ですが、11月15日金曜日の14時から開催いたしたいと思しますので、日程調整のほどよろしく願いいたします。

続いて、委員会の皆様の任期は、今年度末までとなっており、今後、役員改選に向けた準備を進めてまいりますので、ご承知のほどよろしく願いいたします。海区委員に推薦したい方などいらっしゃいましたら、自薦、他薦を問いませんので、ご検討のほどいただけると幸いです。

最後に、質問、ご確認事項がございましたら、発言のほうよろしく願いいたします。

○上原会長 はい、山内委員、どうぞ。

○山内委員 ちょっとクロマグロの件で、少しだけ教えていただきたいと思えます。

56ページですね、「漁獲枠の配分について」という部分で、赤字で「直近年の最大漁獲実績を反映した当初配分に見直し」という文言がありますけれども、数字を言えば何トンという話なんですか。

○事務局（米丸） 当県で言うと、最大実績が220トンですね。220トンに見直しというところなんですが、1.5倍の北小委員会での決定もあるので、欲を言えばもっとですよ。現時点で最大実績と同等の配分を当初で受けている都道府県もありますので、そことあまりに不平等がないような形で、我々少ないところにはより多く配分してほしいなというところは求めていきたいと思っています。

○山内委員 220トンというお話は、一応把握はしていたんですけども、過去の実績から見て。ただ、来年は50%、1.5倍にほぼ認められるだろうというお話がありますので、220トンの1.5倍、もし配分された場合ですけれども、そういうふうにとちょっと考えているところなんですけれども、現場のほうからは、様々なまた要望が出てきていて、県内でも漁業種ごとに分けるべきじゃないかとか、そういう要望が上がってきています。

だから、総枠をヨーイドンで取る方式というのはこれまでどおりなんですけれども、例えば集魚灯の方々の枠とか、パヤオ漁業の枠とか、もしくはソデイカ漁業でも釣れますので、その部分の枠とか、そういったことも沖縄県の配分の中でやっぱり意見交換などを踏まえて考えていくことは必要なのかなと、委員としては思っております。よろしく願い

します。

○事務局（米丸） はい、承知しました。

海区からじゃないんですけれども、また今月ですかね、県漁連とか組合長会と併せて、国のほうにクロマグロの増枠については要請に行きますので、単に、今から1.5倍じゃないよね、ちゃんと当初に比べて少ないところには配慮して、多めに配分してくださいということは求めています。

引き続きクロマグロの漁獲のルールに関しましても、どういうルールが一番よいのかということは、引き続き検討していければなと思っています。

○事務局（井上） はい、ありがとうございます。

先ほどの件も、少し他県と連携しながら、水産庁に確認しながら進めていこうというふうに内部で話しておりますので、また何か進展がありましたら、この場でご報告したいと思います。

それでは、以上をもって終了とさせていただきます。

ウェブ参加の委員の皆様、ご退席構いませんので、ありがとうございました。

次回の委員会もよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

（「ありがとうございました」という声、あり）